

協議第 9 号

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて承認を求める。

平成 21 年 1 月 30 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

地方税の取扱いについて

両市町において、差異のある税制等については、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 地方税のうち都市計画税については、政令指定都市移行が実現し、都市計画区域の線引きがなされた場合において、熊本市の例に統一する。

ただし、「市町村の合併の特例等に関する法律」第 16 条第 1 項の規定に基づき、合併の年度及びその後 5 年度は課税免除とする。

なお、植木地域における都市計画税の相当額については、植木地域における都市基盤整備等に要する費用に充てていくものとする。

- 2 地方税のうち事業所税については、「市町村の合併の特例等に関する法律」第 16 条第 1 項の規定に基づき課税免除(合併の年度及びその後 5 年度)とし、その後は熊本市の例に統一する。

なお、植木地域における事業所税の相当額については、植木地域における都市基盤整備等に要する費用に充てていくものとする。

- 3 地方税のうち法人市(町)民税については、「市町村の合併の特例等に関する法律」第 16 条第 1 項の規定に基づき不均一課税(合併の年度及びその後 5 年度は現行の税率を採用)とし、その後は熊本市の税率(制限税率)とする。

- 4 地方税のうち入湯税については、熊本市の例に統一する。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(9 地方税の取扱い)

協議番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認・継続	備 考
地方税の取扱い					
1	都市計画税	企画財政部会	第2回		
2	事業所税	企画財政部会	第2回		
3	法人市(町)民税	企画財政部会	第2回		
4	入湯税	企画財政部会	第2回		
地方税の取扱い					
1	固定資産の概要	企画財政部会	事務局		
2	特別土地保有税	企画財政部会	事務局		
3	個人市(町)民税	企画財政部会	事務局		
4	軽自動車税	企画財政部会	事務局		
5	市・町たばこ税	企画財政部会	事務局		
6	たばこ小売組合補助金	企画財政部会	事務局		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 企画財政部会

協議項目	地方税	小項目名	1 都市計画税
協議内容	都市計画税の課税についてどのように取り扱うのか。		
合併協議会協議結果 (調整方針)	植木地域においては、政令指定都市移行が実現し、都市計画区域の線引きがなされた場合において、熊本市の例に統一する。 ただし、「市町村の合併の特例等に関する法律」第16条第1項の規定に基づき、合併の年度及びその後5年度は課税免除とする。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	○納税義務者 市街化区域内に所在する土地・家屋の所有者 ○税率 0.2% ○課税標準 固定資産の基準年度の価格(土地・家屋) ○納期 4期課税、固定資産税と同じ ○税収額 平成17年度決算 5,087,905 千円 平成18年度決算 4,864,697 千円 平成19年度決算 4,925,744 千円 ○用途	課税なし
相 違 点 と 課 題	植木町において都市計画税は課税されていないが、導入(時期及び課税対象等)については現在検討中。	

地方税法

(都市計画税の課税客体等)

第七百二条

市町村は、都市計画法 に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法 に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、当該市町村の区域で都市計画法第五条 の規定により都市計画区域として指定されたもの(以下本項において「都市計画区域」という。)のうち同法第七条第一項 に規定する市街化区域(当該都市計画区域について同項 に規定する区域区分に関する都市計画が定められていない場合にあっては、当該都市計画区域の全部又は一部の区域で条例で定める区域)内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に都市計画税を課することができる。当該都市計画区域のうち市街化調整区域(同項 に規定する市街化調整区域をいう。以下本項において同じ。)において同法第三十四条第十号 イに掲げる開発行為に係る開発区域内で同法 に基づく都市計画事業が施行されることその他特別の事情がある場合には、当該市街化調整区域のうち条例で定める区域内に所在する土地及び家屋についても、同様とする。

2 (略)

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 企画財政部会

協議項目	地方税	小項目名	2 事業所税
協議内容	事業所税についてどのように取り扱うのか。		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	植木地域においては、「市町村の合併の特例等に関する法律」第16条第1項の規定に基づき課税免除（合併の年度及びその後5年度）とし、その後は熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	○課税対象 ・資産割 市内にある所有又は借受で事業所用家屋の総延床面積が1,000㎡を超える事業所 ・従業者割 市内の合計従業者数が100人を超える事業所 ※1 非課税対象施設の一例 従業員休養室、複合防災施設の消防用設備、卸売市場のうち倉庫や冷蔵庫、畜舎、幼稚園、農協研修施設、病院、自動車ターミナル用施設 など ※2 課税標準の特例対象施設の一例 商工組合、農業協同組合、信用金庫、ホテル、営業用倉庫施設、タクシー事業用施設、木材市場 など ※3 減免対象施設の一例 指定自動車教習所、酒類卸売業の保管用倉庫、農業協同組合等の共同利用施設、古紙回収事業用施設など ○税率 ・資産割 1㎡につき600円 ・従業者割 従業者給与総額の0.25% ○税収額 平成17年度決算 1,863,153千円 平成18年度決算 1,877,865千円 平成19年度決算 1,888,007千円	※該当なし

	の用途	
相違点と課題	・熊本市は課税団体であり、植木町は課税団体でない。 ・合併後は植木町域も課税区域となり、該当する事業所については税負担の増加が生じることとなる。	

地方税法

（事業所税の用途）

第七百一条の七十三

指定都市等は、当該指定都市等に納付された事業所税額に相当する額から事業所税の徴収に要する費用として総務省令で定める額を控除して得た額を、次に掲げる事業に要する費用に充てなければならない。

- 一 道路、都市高速鉄道、駐車場その他の交通施設の整備事業
- 二 公園、緑地その他の公共空地の整備事業
- 三 水道、下水道、廃棄物処理施設その他の供給施設又は処理施設の整備事業
- 四 河川その他の水路の整備事業
- 五 学校、図書館その他の教育文化施設の整備事業
- 六 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設の整備事業
- 七 公害防止に関する事業
- 八 防災に関する事業
- 九 前各号に掲げるもののほか、市街地開発事業その他の都市環境の整備及び改善に必要な事業で政令で定めるもの

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 企画財政部会

協議項目	地方税	小項目名	3 法人市（町）民税
------	-----	------	------------

協議内容	税率についてどのように取り扱うのか。
合併協議会 協議結果 (調整方針)	植木地域においては、「市町村の合併の特例等に関する法律」第16条第1項の規定に基づき不均一課税（合併の年度及びその後5年度は現行の税率を採用）とし、その後は熊本市の税率（制限税率）とする。

制 度 比 較			
市 町 別 内 容	熊 本 市		植 木 町
	○税率 ・ 均 等 割 制限税率 ・ 法人税割 制限税率(14.7%)		○税率 ・ 均 等 割 標準税率 ・ 法人税割 超過税率(14.5%)
	○納税義務者数 ・ 均 等 割 22,588 (H18 課税状況調) ・ 法人税割 22,441 (H18 課税状況調)		○納税義務者数 ・ 均 等 割 799 (H18 課税状況調) ・ 法人税割 798 (H18 課税状況調)
	○税収額 平成 17 年度決算 9,713,760 千円 平成 18 年度決算 10,059,486 千円 平成 19 年度決算 10,237,886 千円		○税収額 平成 17 年度決算 294,154 千円 平成 18 年度決算 367,535 千円 平成 19 年度決算 243,589 千円
相 違 点 と 課 題	・ 均等割の税率については、熊本市は制限税率を、植木町は標準税率を採用している。 ・ 法人税割については、熊本市は制限税率 14.7%、植木町は超過税率 14.5%を採用している。 ・ 合併後は税率の統合が必要となるが、熊本市の税率とした場合、植木町において税負担の増加が生じる。		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 企画財政部会

協議項目	地方税	小項目名	4 入湯税
協議内容	入湯税についてどのように取り扱うのか。		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較				
	熊 本 市		植 木 町	
市 町 別 内 容	○税率 1人1日150円 ○免税点 1,500円 (食事代、マッサージ代等を含む。) ○特別徴収義務者 12人 ・ 鉱泉浴場の経営者 ・ 鉱泉浴場経営者以外の者で市長が指定したもの ○課税免除 ・ 年齢12歳未満の者 ・ 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 ・ 修学旅行に参加する者 ・ 簡素、低廉等の施設に入湯する者 ・ 地方団体等の設置する施設に入湯する者 ○税収額 平成17年度決算 19,257千円 平成18年度決算 15,681千円 平成19年度決算 16,255千円		○税率 1人1日150円 日帰り1人70円 ○免税点 日帰りの入湯客で、入湯料金が1人360円以下 ○特別徴収義務者 22人 ・ 鉱泉浴場の経営者 ○課税免除 ・ 年齢12歳未満の者 ・ 日帰りの入湯客で、入湯料金が1人360円以下の者 ・ 地域住民の福祉の向上を図るため町及び社会福祉法人等がもっぱら近隣の住民に使用させることを目的として設置した施設において入湯する者 ・ 学校教育上の見地から行われる行事において入湯する者 ○税収額 平成17年度決算 7,066千円 平成18年度決算 7,109千円 平成19年度決算 9,689千円	
	相 違 点 と 課 題	税率、免税点、課税免除の範囲、特別徴収義務者を指定できることに相違があり、制度を統一する必要がある。		